

運賃及び料金の適用方法

1. 車種区分は次のとおりとする。

車種区分	自動車の大 き さ 等
特定大型車	普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員 7 名以上のもの。 ただし、特種車両（福祉）を除く。
大 型 車	普通自動車のうち排気量 2. 5 リットルを超えるもので、乗車定員 6 名以下のもの。 特種車両（福祉）であって乗車定員 7 名以上のもの。
普 通 車	普通自動車のうち排気量 2. 5 リットル以下のもので乗車定員 6 名以下のもの及び小型自動車で乗車定員 6 名以下のもの。 普通自動車、小型自動車又は軽自動車のうち、電気自動車若しくは特種車両（福祉）であって、乗車定員 6 名以下のもの。

備 考	1. 普通自動車、小型自動車、軽自動車は、道路運送車両法施行規則第 2 条の定めによる。 2. 電気自動車とは、内燃機関を有しない電動機を有する自動車をいう。 3. 特種車両（福祉）とは、寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車をいう。
-----	---

2. 運賃の適用順位

原則として距離制運賃を適用し、これにより難しい場合は、特約により時間制運賃を適用するものとする。

また、定額運賃を設定している場合は、定額運賃を適用することができるものとする。

3. 運賃料金の適用方法

(1) 距離制運賃

ア. 距離制運賃は、タクシメーター器の表示額とする。

イ. 距離制運賃は、旅客の乗車した地点から運送が終わった地点までの実車走行距離に応じて算定する。

ウ. 時間距離併用運賃は、一定速度（時速 10 km）以下となった場合の運送に要した時間を加算距離に換算し、距離制メーターに併算する。

ただし、高速自動車国道を通行する場合及び事業者の責により生じた原因により、一定速度以下となった運送の場合は適用しない。

エ. 距離制運賃の収受にあたっては、運送が終わった地点で停車後、直ちにタクシメーター器を「支払」の位置に操作し、その表示額により行う。

(2) 時間制運賃

ア. 時間制運賃は、営業所（無線基地局を含む。）において、時間制運賃によるあらかじめの特約がある場合に適用する。

イ. 時間制運賃は、旅客の要請によって最寄りの営業所等を出発したときから、旅客の運送を終了するまでの実拘束時間に応じて算定する。

ウ. 時間制運賃は、初乗り 30 分とし、加算運賃は 30 分単位とする。30 分未満の端数が生じた場合は 30 分単位に切り上げるものとする。

ただし、特定大型車の加算運賃は 15 分単位とし、15 分未満の端数が生じた場合は 15 分単位に切り上げるものとする。

- エ. 時間制運賃による契約の場合は、タクシメーター器にカバーをし、前面に「貸切」の表示をする。
- オ. 時間制運賃による場合は、運賃の割増及び料金は適用しない。
- カ. 特定大型車及び大型車にかかる時間制運賃は、上記のほか、運送の引き受けを営業所においてのみ行い流し営業を一切行わない場合に限り適用するものとする。

(3) 運賃等の割増

- ア. 深夜早朝割増は、午後10時以降午前5時までの間における運送及び待料金を適用する。
- イ. 冬期割増は、次による。
 - (a) 冬期割増は、(b)に定める期間及び地域の営業所に配置されている車両に限り適用する。
 - (b) 適用期間及び適用地域
11月25日から翌年3月31日まで
空知総合振興局（深川市、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町及び沼田町に限る）、上川総合振興局、留萌振興局及び宗谷総合振興局管内の各市町村
- ウ. 寝台割増は、寝台専用の固定した設備を有する車両に限り適用する。
- エ. 運賃等の割増は、距離短縮方式とする。
- オ. 2以上の割増条件に該当する場合は、いずれか高い率を適用し、割増の重複はできないものとする。

(4) 運賃等の割引

- ア. 運賃等の割引は、距離制運賃、時間制運賃及び待料金を適用する。
- イ. 障害者割引は、次による。
 - (a) 障害者割引は、身体障害者福祉法（昭和24年12月26日付け法律第283号）に基づく身体障害者手帳、又は療育手帳制度（昭和48年9月27日付け厚生事務次官通知）に規定する知的障害者療育手帳の交付を受けている者を対象とし、当該手帳を提示したときに適用する。
 - (b) 割引の対象区間は、障害者自身が乗車した区間又は時間に適用する。
 - (c) 運賃料金の額は、距離制運賃及び待料金はタクシメーター器表示額に、時間制運賃は別途計算された額に0.9を乗じ10円未満の端数を切り捨てた額とする。
 - (d) 障害者割引は、重複して適用しない。
- ウ. 遠距離割引は、次による。
 - (a) 遠距離割引は、距離制運賃及び待料金を適用し、この場合の運賃料金の額は、タクシメーター器表示額のうち、5,000円を超える額に0.9を乗じ、10円未満の端数を切り捨てた額と5,000円との合計額とする。
- エ. 障害者割引と遠距離割引とは重複して適用するものとし、この場合の運賃料金の額は、各制度で求められる割引額の合計額をタクシメーター器表示額から減じた額とする。

(5) 料 金

- ア. 料金は、距離制運賃による場合に適用する。
- イ. 待料金は、旅客の都合により車両を待機させた場合に限り適用することとし、待機に要した時間を加算距離換算し、距離制運賃に併算する。

(6) 実費の負担

ア. 旅客の要求により有料道路、自動車航送船、有料駐車場等を利用した場合における当該利用の実費は、旅客の負担とする。

また、旅客から乗務員宿泊料など特別な負担を求められた場合における当該実費は、旅客の負担とする。

イ. 道路事情、交通規制等客観的な事情による時又は他に適当な方法がないためやむを得ず有料道路、自動車航送船を利用して往路若しくは復路が回送となる場合における当該利用の実費は、旅客の負担とする。

(7) 適用する営業区域

士別圏